

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営
に関する基準等の一部改正について

計6枚（本送信票除く）

vol. 130

平成18年9月12日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

平成18年9月12日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局計 画 課
振 興 課
老人保健課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の
一部改正について

平成18年4月の介護保険制度の見直し後の各自治体の状況等を踏まえ、通所介護等の機能訓練指導員の人員基準の改正、指定介護予防支援の委託件数の上限に係る経過措置の延長及び離島等の地域における特例措置の創設等を行うこととしたことに伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第156号）等が平成18年9月8日付けで公布され、同日より施行されたので、別添のとおり、送付いたします。

〈照会先〉

厚生労働省老健局振興課法令係	TEL 03-5253-1111 (内線3937)
計画課企画法令係	TEL 03-5353-1111 (内線3971)
老人保健課企画法令係	TEL 03-5253-1111 (内線3949)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 の一部改正について（概要）

1 指定介護予防支援の委託に関する見直し

- (1) 離島その他の地域（特別地域加算の対象地域と同じ。）に住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の委託に関しては、委託に係る上限件数を適用しないこととすること。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第25号及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第12条第5号の一部改正）

- (2) 指定介護予防支援の委託に係る上限件数の規定について、平成19年3月31日まで適用しないこととすること。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第33号）附則第8条及び指定介護予防支援等基準附則第2項の一部改正）

- (3) 居宅介護支援費の算定件数に、離島その他の地域に住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の受託件数を含まないこととすること。

（指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号の一部改正、厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準（平成18年厚生労働省告示第484号））

2 通所介護等における機能訓練指導員の改正

従来からの取扱いの趣旨を明確化するため、通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護における機能訓練指導員の人員基準について、一以上とすること。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項第4号及び第106条第1項第4号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第42条第1項第3号、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第97条第1項第4号及び第112条第1項第4号及び指定地域密

着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第3号の改正）

3 短期入所生活介護に係る特別養護老人ホームの空床利用についての特例

地域密着型特別養護老人ホームが創設されたことに伴い、短期入所生活介護に係る特別養護老人ホームにおける空床利用について、特別養護老人ホームの廊下幅の基準を満たしている場合には、指定短期入所生活介護の廊下幅の基準を満たしているものとみなすこととする。

（指定居宅サービス等基準第124条第5項及び第140条の4第5項並びに指定介護予防サービス等基準第132条第5項及び第153条第5項の改正）

4 その他

その他所要の措置を講ずること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○法の適用に関する通則法の施行期日を定める政令(二八九)

〔省 令〕

○幼稚園設置基準の一部を改正する省令(文部科学三四)

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(厚生労働一五六)

〔告 示〕

○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件(国家公安委二一)

○駆動補助機付自転車等の型式認定番号を指定した件(同二二)

○普通自転車の型式認定番号を指定した件(同二三)

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(総務四八八)

○戸籍の一部が滅失した件(法務四二二)

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(財務三三七)

○登録有形文化財の登録を抹消した件(文部科学一三〇)

○厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件(厚生労働四八二)

○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四八三)

○厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準を定める件(同四八四)

○入院時食事療養に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四八五)

○健康保険の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件(同四八六)

○老人保健の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件(同四八七)

○健康保険法施行規則第六十二条の三第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件(同四八八)

○健康保険法施行令第四十二条第六項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病を定める件(同四八九)

○社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項及び国民健康保険法第四十五条第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件(同四九〇)

○漁港の指定等の一部を改正する件(農林水産一二三六)

○中小企業信用保険法第二条第三項第一号の事業者を指定する件(経済産業二七八)

○道路に関する件(九州地方整備局一五六、一五七)

〔人事異動〕

内閣 総務省 外務省 財務省 環境省

〔官庁報告〕

官庁事項

公調委平成十七年(フ)第四号鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理(公害等調整委員会公示一三)
中国地方整備局公示(中国地方整備局)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、土地改良区役員の退任、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告、公示送達、建設業の営業の停止命令関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

職員の免職・懲戒処分関係

地方公共団体

公債償還(東京都)、教育職員免許状失効関係

会社その他

本号で公布された
法令のあらまし

◆法の適用に関する通則法の施行期日を定める政令(政令第二八九号)(法務省)
法の適用に関する通則法(平成十八年法律第七八号)の施行期日は、平成十九年一月一日とすることとした。

○厚生労働省令第百五十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十二条第一項第二号、第五十四条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項、第七十八条の四第一項及び第二項、第八十一条第一項及び第二項、第一百十五号の四第一項及び第二項、第一百十五号の十三第一項及び第二項並びに第一百十五号の二十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項第四号を次のように改める。

四 機能訓練指導員 一以上

第二百二十四条第五項中「第三項」の下に「及び第七項第一号」を加える。

第四百零四条の四第五項中「第三項」の下に「及び第七項第一号」を加え、同条第六項第一号ロ(2)中「当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ)に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者、第四百零四条の十二において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。」を削る。

第九十二条中「指定特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護」に改める。

第二条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二十五号中「委託を受ける件数」の下に「指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援事業者から、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の業務の委託を受ける件数を除く。」を加える。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中「第一百七十五条第一項第一号イ」を「第一百七十五条第一項第二号イ」に改める。

附則第八条中「平成十八年九月三十日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第三号を次のように改める。

三 機能訓練指導員 一以上

第二百二十八条第二項第九号中「第六十五条の四第三号」を「第六十五条の四第四号」に改める。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八十二条中「ならない」を「ならない」に改める。

第八十七条第一項第四号を次のように改める。

四 機能訓練指導員 一以上

第四百三十二条第五項及び第五百五十三条第五項中「第三項」の下に「及び第七項第一号」を加える。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第六条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 機能訓練指導員 一以上

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第七条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五号に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防支援事業者が、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の一部を委託する場合にあつては、この限りではない。

第三十条第十五号イ中「(以下この号において「提供開始月」という。)、提供開始月」を削る。

附則第二項中「介護保険法」を「法」に、「平成十八年九月三十日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第十二条第四号」を「第十二条第五号」に改める。

附則 此の省令は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会告示第二十一号

道路交通法施行規則(昭和五十五年総理府令第六十号)第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成十八年八月二十三日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したのて、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則(平成四年国家公安委員会規則第十九号)第三条の規定に基づき、告示する。

平成十八年九月八日 国家公安委員会委員長 杏掛 哲男

型式認定番号 原動機を用いる無いたの名称及び型式 認定を受けた者の氏名及び住所

交 K06-6 遊歩マシナウカー 株式会社(株)オ 静岡県浜松市東区町3472-2

交 K06-7 遊歩スーパーカスタム T E-888 S E L 株式会社(株)オ 静岡県浜松市東区町3472-2



文部科学省告示第百三十号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十九条第一項の規定に基づき、平成十八年七月五日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成十八年九月八日

文部科学大臣 小坂 憲次

名 称	構造及び形式	関係告示	所在地
松城家住宅土屋	木造二階建、瓦葺、建築面積三二四平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅ミセ	木造二階建、瓦葺、建築面積三二平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅文庫蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積二九平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅東土蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積四二平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅北土蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積三二平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅門柱及び塀	石造、塀延長八〇・〇メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	静岡県沼津市戸田七
松城家住宅両袖塀付門	石造、塀延長八・〇メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	静岡県沼津市戸田七
旧西陣電話局	鉄筋コンクリート造一部木造三階建、スレート葺、建築面積四八九平方メートル	平成九年文部省告示第百四十一号	京都府京都市上京区油小路通中立売下る甲斐守町九七他
神戸市水道局布引五本松堰堤(布引ダム)	コンクリート造堰堤、高さ三三メートル、長さ一一〇メートル	平成十年文部省告示第百八十八号	兵庫県神戸市中央区暮合町山部

○厚生労働省告示第四百八十二号

老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)第一条の十三及び第二十条の十の規定に基づき、厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置(平成十八年厚生労働省告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号二中「イからハ」を「イからニまで」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 信託業務を営む金融機関との間において、保全金額につき前払金を支払った入居者を受給者とする信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四の規定により元本補てんの契約をしたもの又は信託契約により保全金額に相当する部分が保全されるものに限る。以下同じ)を締結すること。

第二号二中「イからハ」を「イからニまで」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 信託業務を営む金融機関との間において、保全金額につき一時金を支払った入居者を受給者とする信託契約を締結すること。

○厚生労働省告示第四百八十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

別表中イ注1(1)中「(2)給食費(25円)に給食費(25円)を加える。」を加える。

○厚生労働省告示第四百八十四号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第二十五号及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第十二条第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準を次のように定める。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第二十五号及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第十二条第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の地域が次に掲げる地域に該当することとする。

厚生労働大臣が定める地域(平成十二年厚生省令第二十四号)に定める地域に該当する地域
厚生労働省告示第四百八十五号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の施行に伴い、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例によることとする。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

題名を次のように改める。
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準
別表を次のように改める。

別表
食事療養及び生活療養の費用額算定表

第一 食事療養
1 入院時食事療養(1食につき) 640円

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方公共団体事務局長に届け出て当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養を行ったときに、1日につき3食を限度として算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1食につき76円を、1日につき3食を限度として加算する。

3 当該患者(療養病棟に入院する患者を除く。)について、食卓における食事療養を行ったときは、1日につき50円を加算する。

注 入院時食事療養(1食につき) 506円
入院時食事療養(1食につき)を算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者について、食事療養を行ったときに、1日につき3食を限度として算定する。